

# Ableton AG 一般取引条件 (GTC)

## 1. 適用範囲 / 契約パートナー

- 1.1 本一般取引条件 (GTC) は、Ableton AG (Ableton) とその顧客との間の契約上および非契約上の関係すべての基盤を成すものです。本一般取引の目的上、消費者はドイツ民法 (BGB) 第 13 条の定める自然人です。本一般取引条件の目的上、事業者はドイツ民法 (BGB) 第 14 条の定める自然人です。本一般取引条件の目的上、顧客は消費者および事業者の両方です。
- 1.2 本一般取引条件は独占的に適用されます。本一般取引条件から逸脱する顧客の一般取引条件は、Ableton が書面によりそれらの有効性についての同意を提供しない限り無効なものとしします。本一般取引条件は、Ableton が本 GTC から逸脱する顧客の一般取引条件が存在することを知りながら顧客の提案を無条件に受け入れ契約を締結する場合にも適用されます。本一般取引条件は、事業者との商取引に関する今後の契約にも適用されます。
- 1.3 契約パートナーは

Ableton AG  
Schönhauser Allee 6-7  
10119 Berlin  
Germany  
理事会：Gerhard Behles, Jan Bohl  
Ableton メールアドレス：contact@ableton.com

## 2. 注文プロセス/契約締結

- 2.1 Ableton の商品に関する条項は拘束力を有しません。商品は Ableton ウェブサイトに掲載の注文フォームから発注されます。注文フォームからなされた注文は、Ableton との契約を締結するための拘束力を有するオファーを構成します。
- 2.2 Ableton が発注を受け商品を顧客へ発送完了してメールにより確認書を送信した時点で契約締結そして顧客よりのオファーの受領が存在するものとしします。契約は、遅くとも Ableton が契約履行の行為を開始した時点で開始します。契約書の文面は Ableton の内部システムに保管され、メールにて顧客へと送信されません。
- 2.3 契約はドイツ語、英語または日本語より顧客が注文の際に選択された言語にて締結および履行されます。顧客は Ableton ウェブサイト上で本一般取引条件をいつでも見ることができます。契約書は注文が完了した時点でインターネットを介したアクセスができなくなります。

- 2.4 契約履行の目的上、すなわち、契約に基づく遂行を実施する目的において、Ableton は代行業者を使用することもできます。

### 3. 価格 / 送料 / 関税

- 3.1 別途合意した場合を除き、Ableton のウェブサイト上の価格が適用されます。顧客が消費者の場合、表示価格は送料を除く購入製品の小売価格ですが、適用の範囲および注文がなされた時点で有効な額の消費税が含まれます。これは、米国テネシー州で Ableton ウェブサイトからソフトウェアをダウンロードした消費者、および、米国テネシー州、そしてカリフォルニア州で Ableton から荷物を受け取った消費者には適用されません。適用される消費税は郡ごとに異なります。事業者の事業活動過程において事業者が発注する場合、価格詳細には送料を除く VAT を含まない卸値が表示されます。
- 3.2 顧客は支払われるべき送料すべてを負担します。これらの費用は各注文データに別途記載されます。付加税および/または付加料金など、または関税という名目での費用など、海外発送の場合の追加費用は個別に支払われなければなりません。これらの費用は顧客が負担します。
- 3.3 顧客が解約権、下記第 7.5 の行使後、配送された商品が顧客により注文されたものである場合、正規の返送にかかる料金は顧客が負担します。

### 4. 支払 / 納期

- 4.1 請求書は受領後直ちに Ableton に支払われなければなりません。顧客は該当商品受領後遅くとも 14 日以内に請求額を支払うことに同意します。この期間を過ぎると顧客は支払不履行となります。
- 4.2 Ableton の他のすべての権利にかかわらず、顧客が消費者の場合、顧客は、不履行期間中、ドイツ民法第 247 条に従う基準利率を上回る年利率 5% の遅延利息を支払わなければなりません。Ableton の他のすべての権利にかかわらず、顧客が事業者の場合、顧客は、不履行期間中、ドイツ民法第 247 条に従う基準利率を上回る年利率 9% の遅延利息を支払わなければなりません。Ableton は事業者に対してより高い遅延利息損害を立証し賠償を請求する権利を留保し、また同様に事業者もより低い損害を論証する権利を留保します。
- 4.3 Ableton は顧客に対してあらゆる請求を相殺する権利を有します。Ableton は顧客がそれに合意する限りにおいて顧客のアカウントから請求を集金または請求を入手する権利も有します。
- 4.4 顧客は Ableton により認識されるまたは法的な拘束力を持つ反訴がなされた場合にのみ相殺する権利を有します。

- 4.5 顧客は顧客の反訴が同一の契約関係に基づくものであるときのみ保持権を行使できます。
- 4.6 顧客は顧客が Ableton から事前の書面による同意を得ている場合にのみ本契約下の顧客の請求を譲渡できます。ドイツ商法典第 354a 条は影響を受けません。
- 4.7 Ableton は契約による同意に基づく期限内にサービスを提供しなければなりません。Ableton が、流通、戦争、ロックアウト、火事、自然災害、輸送の問題、法規定の変更、行政措置、またはその他の Ableton に起因しない不測の事態の発生により時宜にかなった納品ができない場合、納期は適宜延長されます。

## 5. リスクの移転

- 5.1 顧客が消費者の場合、商品の不慮の破損および不慮の劣化のリスクは商品の納品をもって消費者に移動し、通信販売の場合も同様です。
- 5.2 顧客が事業者の場合、製品の不慮の破損および不慮の劣化のリスクは、商品の運送業者、物流業者、または配送を実施するその他の個人または機関への納品をもって事業者に移動します。
- 5.3 インターネットを介したデータのダウンロードおよび送信については、データの破損または変更のリスクは、ネットワークインターフェースを介したデータの通過をもって顧客に移動します。
- 5.4 顧客が受理していないかどうかに関係なく、納品は履行されたものとみなされます。

## 6. 所有権の留保

- 6.1 顧客が消費者の場合、Ableton は購入価格の全額が支払われるまで商品の所有権を留保します。
- 6.2 顧客が事業者の場合、Ableton は継続中の取引関係から生じた請求すべてが清算されるまで商品の所有権を留保します。留保される商品の価値が継続中の取引関係から生じた請求を 10% 上回る場合、販売者は事業者の要求により留保されている商品の留保を解除しなければなりません。
- 6.3 顧客は所有権の留保期間中注意して商品を取り扱う義務を有します。顧客は、第三者によりなされた商品の取り扱い（特に法律に基づく強制執行手段）について、および、商品の損傷または破壊について Ableton に直ちに通知しなければなりません。商品の所有が変更した場合または顧客の住所が変更した場合も同様です。顧客は、顧客による本義務の不履行により生じた損害を Ableton に対して補償しなければなりません。

- 6.4 顧客が事業者であり所有権の留保を行使する場合、顧客は通常の業務において商品を再販売する権限を与えられます。事業者はこれによりこれらすべての請求を未払残高へと振り替え、第三者に対する売上から利益を得ます。Abletonはこの振り替えを認めます。振り替え後、事業者は債権回収する権限を与えられます。Abletonは、事業者がその支払義務を適正に遂行せず、事業者が支払の履行を怠った場合自ら債権回収する権利を留保します。

## 7. 保証/ Push - カスタマーサービス

- 7.1 顧客が消費者、そして米国へ居住してない場合、法令上の保証が適用されます。
- 7.2 保証、修理、返品についてのご質問につきましては、Ableton サポートまでお問い合わせください。サービスの遅延や不要な費用の発生を防ぐため、製品をご返却いただく前に必ず Ableton サポートまでご一報ください。消費者が欧州連合国に居住されてる場合、保証に関する法廷上の権利に影響はありません。

### [Ableton サポートへお問い合わせ](#)

- 7.3 米国にて購入された Push の保証について、Push を米国にて購入された場合は、特別な保証規定が適用されますので詳しくは内包されてます書簡 “Push の保証および安全に関する情報” をよくお読みください。
- 7.4 Ableton は、個々のケースにおいて明示的になされるのでない限り顧客にいかなる法的な確約も提供しません。
- 7.5 欧州連合国に居住されてるお客様には以下の解約権があります。
- a) Push、本、Tシャツ(衣類)、バッグ、シリアルナンバーを内包していない Live パッケージ、そしてインストール専用 USB スティック (グッズ)の発送についての契約内容です。

### 解約権

お客様は、14 日以内でしたら理由を問わず、この契約を解除することができます。解約権解除の期限は配達員を除く、第三者 荷受人による最後の物理的な商品の受領後から 14 日過ぎると終了します。

解約権を実行するには Ableton

Ableton AG

Schönhauser Allee 6-7

10119 Berlin

Germany

ファックス :+49 30 288 763-13

メールによる場合: [contact@support.ableton.com](mailto:contact@support.ableton.com)

までこの契約を解除する明確な意思を書面（封書、ファックスもしくはメール）にて提出する必要があります。お客様は添付されてます解約申し込み書式を使用することができますが必須ではありません。

解約期限終了に間に合うために期限日までに解約権の実行意思をお客様よりご連絡頂くことで十分です。

#### 契約解除の結果

契約が解除された場合、弊社がお客様より受領したすべての便益および配送料（通常配送料より高いサービスをお客様が指定された場合はこれに該当しません。）を弊社がお客様の契約を解除する実行意思を受領後 14 日以内に返済されなければなりません。お客様が特別に指定しない限り、お客様がお支払いの際に使用された同じ方法にて返済されます。いずれの場合においても返済時にお客様へ任意の手数料は発生しません。

お客様は、弊社へ契約を解約する実行意思をご連絡されてから 14 日以内に弊社の

Ableton c/o Rhiem Services GmbH  
Zunftweg 20, Tor 10-13  
46562 Voerde  
Germany

まで商品を返送、または手渡しされる必要があります。お客様が 14 日以内に商品を返送されましたら期限内として満たします。正規の返送にかかる料金はおお客様にご負担いただきます。

- b) Ableton Live、Max For Live、そして Packs ダウンロード（デジタルコンテンツなどの物質的な入れ物に入っていないデータ媒体)についての契約内容です。

#### 解約権

お客様は、14 日以内でしたら理由を問わず、この契約を解除することができます。解約権解除の期限は契約締結から 14 日過ぎると終了します。

解約権を実行するには Ableton

Ableton AG  
Schönhauser Allee 6-7  
10119 Berlin  
Germany  
ファックス : +49 30 288 763-13  
メールによる場合: [contact@support.ableton.com](mailto:contact@support.ableton.com)

までこの契約を解除する明確な意思を書面（封書、ファックスもしくはメール）にて提出する必要があります。お客様は添付されてます解約申し込み書式を使用することができますが必須ではありません。

解約期限終了に間に合うために期限日までに解約権の実行意思をお客様よりご連絡頂くことで十分です。

#### 契約解除の結果

契約が解除された場合、弊社がお客様より受領したすべての便益および配送料（配送料より高いサービスをお客様が指定された場合はこれに該当しません。）を弊社がお客様の契約を解除する実行意思を受領後 14 日以内に返済されなければなりません。お客様が特別に指定しない限り、お客様がお支払いの際に使用された同じ方法にて返済されます。いずれの場合においても返済時にお客様へ任意の手数料は発生しません。

- c) Push + Live Standard もしくは Push + Live Suite (合わせて購入されたグッズとデジタルコンテンツなどの発送日が異なる場合) の発送についての契約内容です。

#### 解約権

お客様は、14 日以内でしたら理由を問わず、この契約を解除することができます。解約権解除の期限は配達員を除く、第三者荷受人による最後の物理的な商品の受領後から 14 日過ぎると終了します。

解約権を実行するには Ableton

Ableton AG  
Schönhauser Allee 6-7  
D-10119 Berlin  
Germany  
ファックス : +49 30 288 763-13  
メールによる場合: [contact@support.ableton.com](mailto:contact@support.ableton.com)

までこの契約を解除する明確な意思を書面（封書、ファックスもしくはメール）にて提出する必要があります。お客様は添付されてます解約申し込み書式を使用することができますが必須ではありません。

解約期限終了に間に合うために期限日までに解約権の実行意思をお客様よりご連絡頂くことで十分です。

#### 契約解除の結果

契約が解除された場合、弊社がお客様より受領したすべての便益および配送料（通常配送料より高いサービスをお客様が指定された場合はこれに該当しません。）を弊社がお客様の契約を解除する実行意思を受領後14日以内に返済されなければなりません。お客様が特別に指定しない限り、お客様がお支払いの際に使用された同じ方法にて返済されます。いずれの場合においても返済時にお客様へ任意の手数料は発生しません。

お客様は、弊社へ契約を解約する実行意思をご連絡されてから14日以内に弊社の

Ableton c/o Rhiem Services GmbH  
Zunftweg 20, Tor 10-13  
46562 Voerde  
Germany

まで商品を返送、または手渡しされる必要があります。お客様が14日以内に商品を返送されましたら期限内として満たします。正規の返送にかかる料金はお客様にご負担いただきます。

d) 契約解除書式

（本契約より解除されたい場合にのみ、この書式の必要項目をご記入後、ご送付ください）

To  
Ableton AG  
Schönhauser Allee 6-7  
10119 Berlin  
Germany  
ファックス：+49 30 288 763-13  
メールによる場合: [contact@support.ableton.com](mailto:contact@support.ableton.com)

冠省 私と貴社との間で`取り交わされている購入契約を解約致します。本状到達をもって、契約に伴う双方の債務履行義務は無くなります。

ご注文内容/オーダー番号、商品受領日時

お客様のお名前

お客様のご住所

署名、 日付

7.6 お客様のご要望に素早く対応させて頂く為にも商品を返品をされる際、宛先は上記の住所ではなく納品伝票に明記されております住所へ発送されてください。



- 7.7 もし契約がドイツ民法第 312g 条第 2 段第にあてはまる場合は解約権は適用されません。

## 8. 使用権

- 8.1 顧客は、請求額全額が支払われた時点で、ライセンス契約されたソフトウェアを使用する単一かつ非排他的かつ譲渡不可能な権限を無期限に渡って与えられます。加えて、いわゆる[エンドユーザ使用許諾契約](#)も適用されます。
- 8.2 ソースコードの所有権およびプログラムの著作権は Ableton に帰属します。顧客は、Ableton の名称、所有権に関する情報、著作権に関する表記を変更してはなりません。Ableton が書面により許可した場合または制限的な法律上の許可が存在している場合を除き、顧客がソフトウェアおよび付随する素材を変換、逆コンパイル、逆アSEMBル、リバースエンジニアリング、またはその他の変更を行ってはなりません。
- 8.3 たとえば契約上または法定の解約権の履行後使用権が顧客側に付与された場合、顧客は、法規定または規定条項によりそれが禁じられているのでない限り、Ableton から購入した商品の取得に基づいて保存されたデータすべてを顧客のコンピュータシステムから消去する義務を負います。Ableton のすべてのデータ媒体およびコピーまたは文書または関連するデータを文書形式にしたドキュメンテーションは速やかに削除または Ableton に返還されなければなりません。

## 9. 賠償責任の制限

- 9.1 契約上の予見可能な直接平均損害への義務の軽微な過失による不履行を原因とする顧客の契約上または契約外の損害に対して法定代理人および仲介人が有する Ableton の賠償責任および請求は制限されます。
- 9.2 Ableton は、契約上の付随的義務の軽微な過失に対して、当該行為が契約の実行を危ぶませるものでない限りにおいて責任を負いません。これはその法定代理人および仲介人に対しても適用されます。
- 9.3 前述の限定責任は、人命、人体、または健康の損失、または製造物責任法の違反により生じた損害などの強制的な法的責任には適用されません。

## 10. プライバシーポリシー

個人データの収集、保管、処理は[プライバシーポリシー](#)にて別途規定された規準により統制されます。



## 11. 雑則

- 11.1 Ableton は今後本一般取引条件を変更または追補する権利を留保します。変更については予定される変更の少なくとも 2 週間前にメッセージ（メールなど）により顧客に伝えられます。本契約の一般取引条件の改正についても Ableton ウェブサイトにて公表されます。
- 11.2 顧客が 2 週間以内に本契約の一般取引条件の変更に異議を表さない場合（Ableton による布告の受領）または顧客が Ableton のサービスの使用により契約関係を継続する場合、この顧客に関して変更は有効なものとします。Ableton は顧客がこの事前通知を提供しなければならないことを特に強調します。
- 11.3 Ableton は情報通信網の過負荷などの技術的要素によりウェブサイトへの間断ないアクセスを常に保証することはできません。Ableton がそのウェブサイトへのアクセスを許可しており、1 ヶ月の合計時間中 95% 以上でサービスを提供していれば、Ableton はそのサービス義務を履行しているものとします。Ableton のサービスがメンテナンスにより制限される場合、顧客に事前に通知されます。

## 12. 最終規定

- 12.1 法の選択. 本契約の準拠法はドイツ連邦共和国法とします。これは消費者である顧客に適用されますが、消費者が居住する国の法の義務条項により与えられる保護の範囲に反しない限りにおいてのみ適用されます。法の選択はの上、すなわち条項 7.3 にある、他の法でなく、特定の条項が GTC（一般取引条件）として選択される顧客に対してのみ適用される。国際物品売買契約に関する国際連合条約（CISG）の条項は適用されません。
- 12.2 裁判籍と管轄. 顧客が事業者の場合、本契約により生じる法的手続きはベルリンでのみ審尋されます。顧客がドイツに一般的管轄権を持たない場合、または、訴訟が提起された時点で居住地または居所が不明な場合も同様です。
- 12.3 人称代名詞について. コンテキストにおいて必要とするたびに、男性的な文法上の性別が女性的な文法上の性別を含むものとします。
- 12.4 言語. これらの一般取引先条件は独語、英語、日本語にての閲覧が可能です。内容が明快でない場合は独語版が解釈について先導します。

## 13. 欧州連合在住消費者のための紛争解決

- 13.1 裁判外紛争解決 (ADR) Ableton は、消費者との紛争を解決するために裁判外紛争解決を使用することを約束していません。

- 13.2 オンラインでの紛争解決 (ODR) 欧州委員会は、オンライン紛争解決のためのインターネットプラットフォーム（「ODRプラットフォーム」）を提供しています。この ODR プラットフォームへはこちらよりアクセスすることができます：<http://ec.europa.eu/consumers/odr>。

#### 14. 欧州連合国における契約された事業者への特別条項

顧客がドイツ民法（BGB）第 13 条の定める消費者でなく、ドイツ民法（BGB）第 14 条の定める事業者の場合、下記の減免処置が上記 GTC に該当します。

- 14.1 顧客がドイツ民法（BGB）第 14 条の定める事業者の場合、上記第 7.5 にある解約権は該当しません。
- 14.2 上記の条項 7.1 よりの逸脱として 保証期間は商品の到着から 1 年間です。
- 14.3 上記の条項 7.1 よりの逸脱として 事業者である顧客は商品到着後直ちに品質および数量に違いがないことを確認し、顕著な瑕疵について商品到着より 1 週間以内に Ableton に書面により通知しなければなりません。そうでない限り、保証請求を行使することはできません。隠れた瑕疵についてその発見より 1 週間以内に書面により通知されなければなりません。
- 14.4 ドイツ国、Voerde が執行場所として同意される。